

# 石綿ばく露による健康障害防止について



●厚生労働省ポスターから引用

# 今回のテーマ



テーマ① 石綿による健康障害

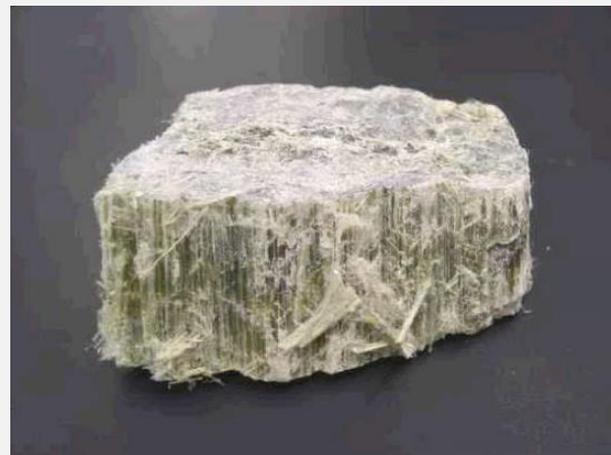
テーマ② 石綿則改正ポイント

テーマ③ 石綿ばく露防止対策

# テーマ① 石綿による健康障害

## 1 石綿（アスベスト）の特性

紡織性：しなやかで糸や布に織れる  
抗張力：引っ張りに強い  
耐摩擦性：摩擦・摩耗に強い  
耐熱性：燃えないで高温に耐える  
断熱・防音性：熱や音を遮断する  
耐薬品性：薬品に強い  
絶縁性：電気を通しにくい  
耐腐食性：細菌・湿気に強い  
親和性：他の物質との密着性に優れている  
経済性：安価である



しかし

吸い込むこと等により、肺がん、石綿肺、  
中皮腫などの疾病の原因となる。

# テーマ① 石綿による健康障害

## 1 石綿（アスベスト）の特性

発がん性弱い



発がん性強い



図1 石綿の種類と発がん性

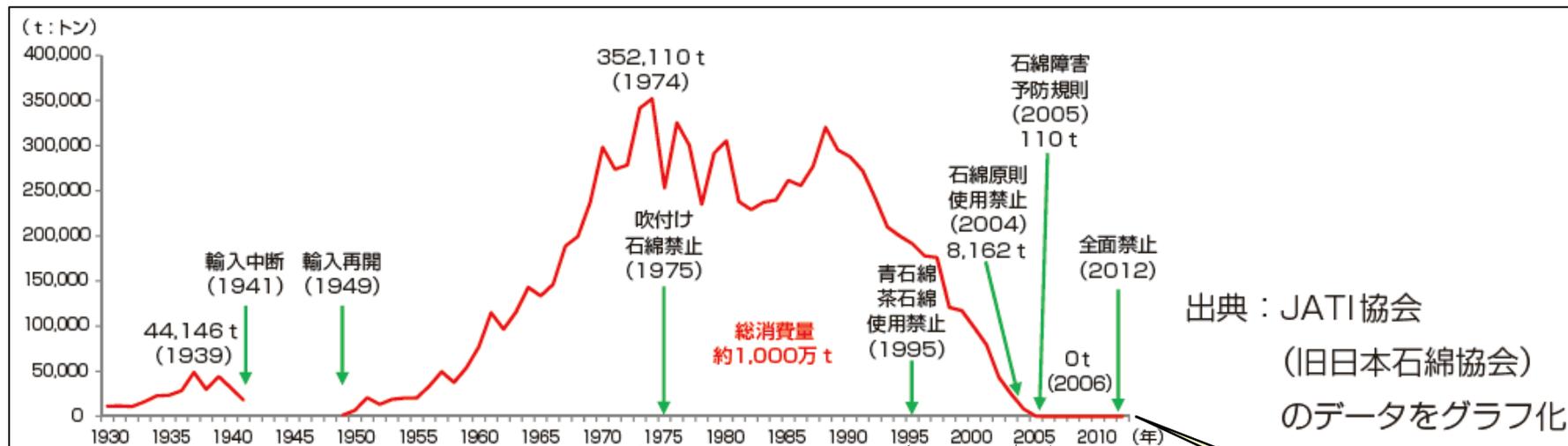
(画像提供：国立科学博物館)



白石綿（クリソタイル）を1とすると、茶石綿（アモサイト）は10～15倍、青石綿（クロシドライト）は50～100倍、胸膜中皮腫のリスクが高いと言われています。

# テーマ① 石綿による健康障害

## 2 石綿規制の変異



含有率5%超の吹付けが禁止（吹付け以外には制限がない）

有害性の高い青石綿・茶石綿について、含有率1%超の吹付けが禁止（白石綿の吹付けに制限なし）

1%超禁止

0.1%超禁止（一部のガスケット・グランドパッキンに猶予あり）

0.1%超禁止（猶予終了）

石綿の使用については、年々規制対象が拡大しました。しかし、**規制前**に建築された建物や特定の構造物の**解体・改修時**には、石綿にばく露するリスクが生じてしまいます。



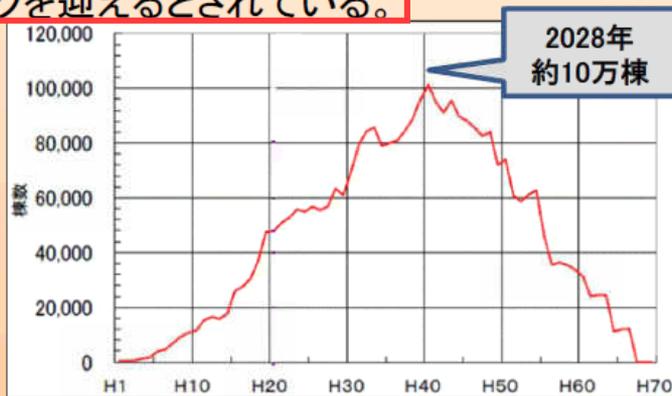
# テーマ① 石綿による健康障害

## 3 今後の解体等工事件数の増加

- ・ 国土交通省の推計によると、解体工事件数は今後増加し、2028年頃にピークを迎えるとされている。これに伴い、届出も増加することが予想される。
- ・ また、平成27年度における事前調査の対象となる解体・改造・補修工事件数は、年間約73万～188万件との推定もある。

### 解体等工事件数

○ 国土交通省の推計によれば、吹付けアスベスト等※<sup>1</sup>を含む建築材料を使用している可能性がある鉄骨造・鉄筋コンクリート造の民間建築物※<sup>2</sup>の解体工事件数は、今後増加し2028年頃にピークを迎えるとされている。



※<sup>1</sup> 吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール

※<sup>2</sup> 昭和31年から平成18年までに施工された民間建築物（戸建て住宅や木造の建築物を除く。）

（出典：社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会（第5回）資料より一部改変）



建築物の解体工事が増加していることなどから、工事中の石綿ばく露防止対策が強化されました。次のスライドから、石綿含有建材等について紹介します。

# テーマ① 石綿による健康障害

## 4 石綿の主な使用状況（吹付け材）

吹付け石綿

レベル1

飛散しやすさ毎に、レベル付けされています  
(数字が低いほど飛散しやすい)



鉄骨耐火被覆材



機械室吸音材



鉄骨断熱材

### 〈主な使用部位と用途〉

- ・鉄骨耐火被覆材
- ・天井断熱材
- ・機械室吸音材
- ・鉄骨造以外の戸建住宅への使用例は少ない

### 〈特徴〉

- ・石綿の含有率が60～70%と多い
- ・経年変化等により石綿の飛散性が高くなる

# テーマ① 石綿による健康障害

## 4 石綿の主な使用状況（吹付け材）

石綿含有吹付けロックウール

レベル1



天井断熱材  
天井、壁吸音材



鉄骨耐火  
被覆材

### 〈主な使用部位と用途〉

- ・鉄骨耐火被覆材
- ・天井内壁断熱材
- ・機械室吸音材
- ・結露防止用材

### 〈特徴〉

- ・石綿の含有率が30%以下
- ・飛散の度合いが高い

# テーマ① 石綿による健康障害

## 4 石綿の主な使用状況（吹付け材）

石綿含有吹付けバーミキュライト

レベル1



天井



天井近景

〈主な使用部位と用途〉

- ・天井断熱材
- ・吸音材
- ・結露防止用

石綿含有吹付けパーライト

レベル1



天井、梁

〈主な使用部位と用途〉

- ・内装材の天井梁型、吸音、仕上げ材

〈特徴〉

- ・骨材混入の粗面吹付仕上げ

# テーマ① 石綿による健康障害

## 4 石綿の主な使用状況（保温材・耐火被覆材・断熱材）

### 石綿含有保温材

レベル2



配管エルボの保温材

#### 〈主な使用部位と用途〉

- ・ボイラー、タービン、化学プラント、焼却炉等、熱を発生する部分、熱を搬送するためのダクト、エルボ部分の保温を目的とする

### 石綿含有耐火被覆材

レベル2



石綿含有けい酸カルシウム板第2種



近景

#### 〈主な使用部位と用途〉

- ・鉄骨の耐火被覆材として、柱・梁、壁、天井に使用された

#### 〈特徴〉

- ・板状で、素材のままの使用法のほか、パネルの表面材、化粧板の基材としての用途がある
- ・石綿含有率 30%以下

# テーマ① 石綿による健康障害

## 4 石綿の主な使用状況（保温材・耐火被覆材・断熱材）

### 屋根用折板石綿断熱材

レベル2



屋根裏



屋根裏  
近景

#### 〈主な使用部位と用途〉

- ・屋根裏の結露防止・断熱目的のために使用

#### 〈特徴〉

- ・石綿が 90%以上で構成されたフェルト状のもの

### 煙突用石綿断熱材

レベル2



躯体に打ち込まれている例

#### 〈主な使用部位と用途〉

- ・煙突の断熱目的のために使用

#### 〈特徴〉

- ・石綿が 90%以上で構成されたもの

# テーマ① 石綿による健康障害

## 4 石綿の主な使用状況（成形板・その他）

石綿含有スレートボード

レベル3



壁・天井

### 〈主な使用部位と用途〉

- ・不燃材料等として内装材としては壁材、天井材等に使用されている
- ・フレキシブル板は湿度による変化が少ないことから、浴室の壁・天井、台所の壁などにも使用されている

石綿含有スラグせっこう板

レベル3



壁

### 〈主な使用部位と用途〉

- ・大半の製品が不燃材料
- ・火気使用室への施工が可能

### 〈特徴〉

- ・スラグ、せっこうを主原料とし、繊維を補強材とした加工性のよい材料である

# テーマ① 石綿による健康障害

## 4 石綿の主な使用状況（成形板・その他）

石綿含有けい酸カルシウム板第1種

レベル3



天井



軒天井



間仕切り

### 〈主な使用部位と用途〉

- ・一般建築物の天井材、壁材として使用されている
- ・外装では、軒天井材とその関連部材、準防火地域での軒裏などに使用されている

### 〈特徴〉

- ・軽量で耐火性、断熱性に優れている

### 〈主な使用部位と用途〉

- ・耐火間仕切壁として、石膏ボードとの複合材として使用される

### 〈特徴〉

- ・一見しては分かりにくい
- ・防火区画に該当するか否かは図面で確認が必要

# テーマ① 石綿による健康障害

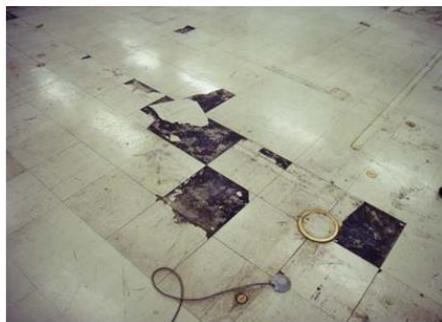
## 4 石綿の主な使用状況（成形板・その他）

石綿含有ビニル床タイル

レベル3



床



床

〈特徴〉

- ・タイルカーペットの下に張られていた例
- ・現地を確認する必要がある

〈主な使用部位と用途〉

- ・事務所、病院、公共施設などの床に多く使用されている
- ・住宅の場合は、洗面所や台所の床に使用されている

# テーマ① 石綿による健康障害

## 4 石綿の主な使用状況（成形板・その他）

### 石綿含有ビニル床シート

レベル3



床



#### 〈主な使用部位と用途〉

- ・防水性が高いことから水周りに多く使用されている
- ・住宅の場合は、合板等の木質系下地面に接着剤を用いて施工するのが一般的である

### 石綿含有窯業系サイディング

レベル3



外壁



#### 〈主な使用部位と用途〉

- ・一般的には、外壁材として用いられる

#### 〈特徴〉

- ・防・耐火性能が高い、耐震性、耐久性が高く、壁体内通気がとり易いなどの特徴がある

# テーマ① 石綿による健康障害

## 4 石綿の主な使用状況（成形板・その他）

### 住宅屋根用化粧用スレート

レベル3



屋根



#### 〈主な使用部位と用途〉

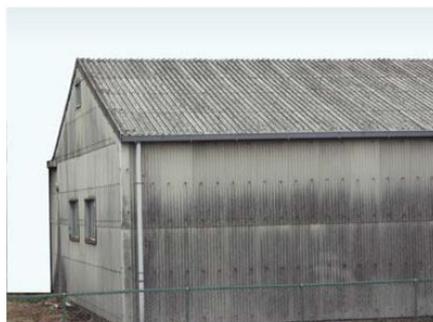
- ・ほとんどが屋根材として使用されているが、一部外壁に使用される場合もある

#### 〈特徴〉

- ・セメントに補強材として石綿を混入し、平板状等に成形した屋根材である

### 石綿含有スレート波板

レベル3



大波  
小波



小波

#### 〈主な使用部位と用途〉

- ・軽量で強度があることから多くは工場などの屋根（大波）、壁（小波）に使用されている



そのほかの石綿含有建材の例は、国土交通省の資料「[目で見えるアスベスト建材](#)」をご参考にしてください。

目で見えるアスベスト建材



- 国土交通省「目で見えるアスベスト建材」から引用

# テーマ① 石綿による健康障害



## テーマ①のまとめ

- 1 石綿は様々な特性から建材等に使用されていたが、有害性が認められたため**現在は使用禁止**。
- 2 **過去に建てられた建設物等**には、さまざまな箇所で石綿等が使用されている可能性がある。
- 3 石綿が使用されている可能性のある建設物等の**解体工事件数は増加傾向**にあり、石綿のばく露防止対策が必要。

# テーマ② 石綿則改正ポイント

## 1 事前調査

### 工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

- **工事対象となる全ての部材について事前調査が必要**
- 事前調査は、**設計図書などの文書および目視**による必要
- 事前調査で**石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務**

例外あり  
(後のスライドで説明)

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

ばく露防止措置についてはテーマ③で解説

- ◆ 「目視」とは、単に目で見えて判断することではなく、**現地で部材の製品情報などを確認することをいう**
- ◆ 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆ **石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない**
  - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
  - ・ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法

# テーマ② 石綿則改正ポイント

## 1 事前調査



写真Ⅱ-1 不燃番号等表記



写真Ⅱ-2 ロット番号



写真Ⅱ-3 パルプセメント板



写真Ⅱ-4 小口への刻印

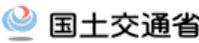
断熱材やボードなど、**商品名、メーカー名、型番・品番**から**製品情報を特定**できるものがあります。

ほか、建築物の確認申請書から、屋根・外壁・軒裏の仕上げ等の情報が得られる場合もあります。



# テーマ② 石綿則改正ポイント

## 1 事前調査

 **石綿 (アスベスト) 含有建材データベース**  

HOME	当サイトについて	関連情報	ご利用上の注意	NEWS	操作説明
------	----------	------	---------	------	------

この石綿（アスベスト）含有建材データベースは、建設事業者、解体事業者や住宅・建築物所有者等が、解体工事等に際し、使用されている建材の石綿（アスベスト）含有状況に関する情報を簡便に把握できるようにすることを目的として、建材メーカーが過去に製造した石綿（アスベスト）含有建材の種類、名称、製造時期、石綿（アスベスト）の種類・含有率等の情報を提供するものです。検索の対象となる登録されている建材情報の収集方法等について、十分にご了解いただき、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃等に関する法律等の関係法令を遵守した上でご利用ください。

### 🔍 建材を検索する

★ i

複数の単語を入力する場合は、スペース（空白文字）で区切ってください。

検索する単語が、正式な名称である可能性が低い場合は、以下の☑欄を外さずにご利用ください。

 建材名（一般名）  商品名  製造時メーカー名  現在メーカー名  型番・品番

事前調査の際には、使用されている部材の**商品名**、**メーカー名**、**型番・品番**などから石綿の有無を確認できる「**石綿含有建材データベース**」などを活用しましょう。

# テーマ② 石綿則改正ポイント

## 1 事前調査

### 工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

#### ◆以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい

- ・過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
- ・インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
- ・着工日が平成18年9月1日以降であることの確認

#### ◆以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要

- ・木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなるものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- ・工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
- ・現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- ・石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

釘を打って固定する、刺さっている釘を抜く等

既存の塗装の上に新たに塗料を塗る作業等

国交省、経産省、農水省等の確認・調査によるもの。

# テーマ② 石綿則改正ポイント

## 1 事前調査

### 工事開始前の石綿の有無の調査 令和5年10月1日施行

今年の10月から！

#### ■ 事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

##### ◆ 建築物の事前調査を実施することができる者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者  
※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

##### ◆ 船舶の事前調査を実施することができる者

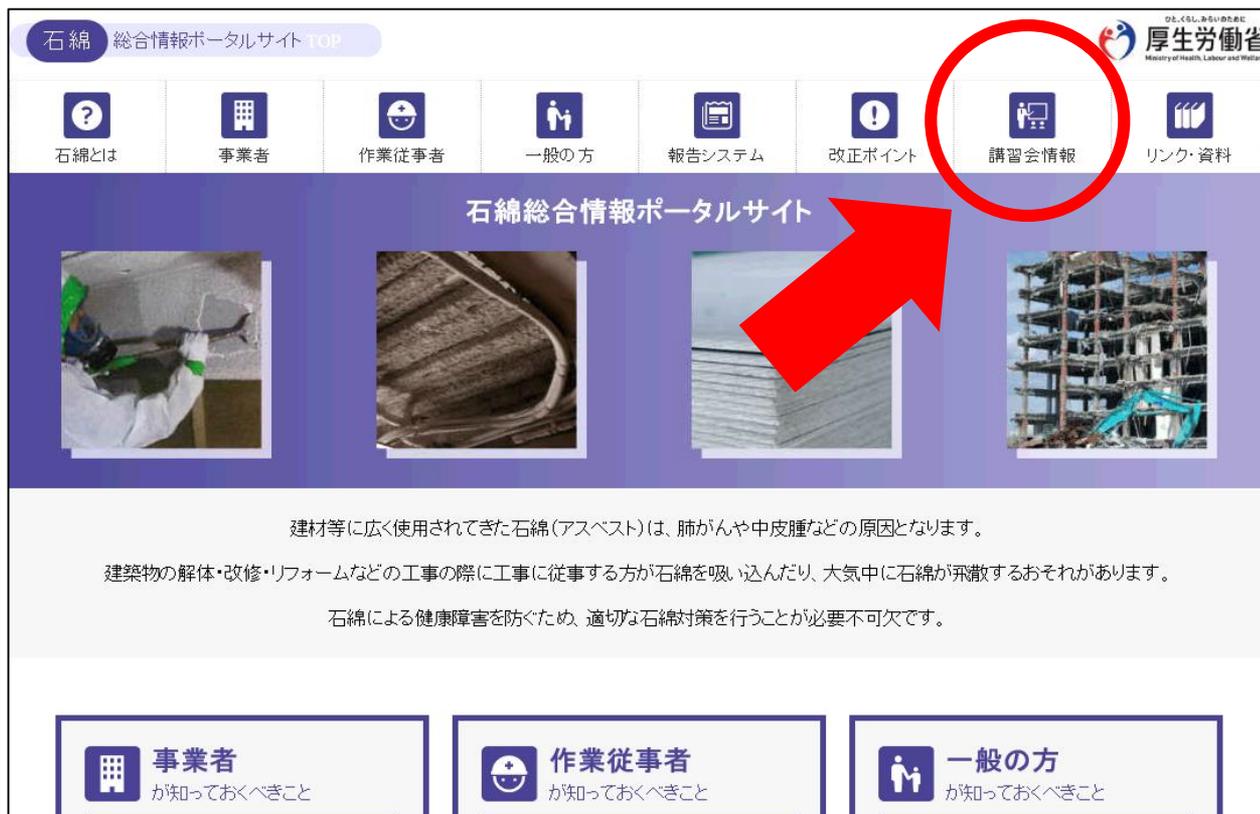
- ・ 小型船造船業法に基づく主任技術者や建築物石綿含有建材調査者等であって、石綿や船舶等に係る一定の教育を受け修了考査に合格した者（別途告示で定める予定）



今年の10月から、事前調査を行うには石綿含有建材調査者の資格が必要になります。石綿含有建材調査者の講習機関については、石綿総合情報ポータルサイトの「講習会情報」を確認してください（次のスライドで解説）。

# テーマ② 石綿則改正ポイント

## 1 事前調査



石綿 総合情報ポータルサイト TOP

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

石綿とは 事業者 作業従事者 一般の方 報告システム 改正ポイント **講習会情報** リンク・資料

石綿総合情報ポータルサイト

建材等に広く使用されてきた石綿(アスベスト)は、肺がんや中皮腫などの原因となります。  
建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に工事に従事する方が石綿を吸い込んだり、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。  
石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが必要不可欠です。

事業者  
が知っておくべきこと

作業従事者  
が知っておくべきこと

一般の方  
が知っておくべきこと



講習日程などは、各講習機関にお問い合わせください。  
山梨県内の機関だけでは講習の回数が限られているため、他の都県の日程なども確認してみてください。

# テーマ② 石綿則改正ポイント

## 1 事前調査

### ◆分析調査を実施することができる者

- ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者



分析は**専門業者に依頼**するのが一般的かと思いますが、分析調査に関する資格を取らねたい方は、**日本作業環境測定協会**、**日本環境測定分析協会**または**日本繊維状物質研究協会**にお問い合わせください。

# テーマ② 石綿則改正ポイント

## 1 事前調査

令和3年4月1日施行

- 調査結果の記録は、**3年間保存**する必要
- **調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務**

### ◆ 調査結果の記録項目

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・ 事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）



現場で作業する皆さんが、作業をする建築物・工作物について、**どこに石綿が含まれるのか**（または**みなされているのか**）、含まれていないのかを確認できるように、事前調査結果を周知しましょう。

## テーマ② 石綿則改正ポイント



### 1 事前調査のまとめ

- 1 事前調査を行わなくて良いもの（スライド番号21参照）を除き、**請負金額・建築物の床面積等にかかわらず**、石綿含有の有無について**事前調査の実施が義務化**（令和3年4月1日から）。
- 2 事前調査を行うことができるのは、**石綿含有建材調査者**の資格を持ち、事前調査に必要な知識を有する方のみ（令和5年10月1日から）。
- 3 事前調査で**石綿の有無が不明な場合**には、**分析調査**を行うか、石綿が含有していると**みなして石綿ばく露防止対策**を講じる。
- 4 解体・改修作業を行う労働者が確認できるように、**事前調査結果の写し**を現場に備え付け、**概要を見やすい箇所**に掲示する。

# テーマ② 石綿則改正ポイント

## 2 事前調査結果の報告

### 工事開始前の労働基準監督署への報告 令和4年4月1日施行

#### ◆報告が必要な工事

##### ① 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

##### ② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう  
※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③と④ 次のスライドに掲載

事前調査を行う対象のうち、上の①と②、次のスライドの③と④のいずれかに該当する場合には、事前調査結果を監督署や大気汚染防止法を所掌する自治体（峡南地区は峡南林務環境事務所）に報告する必要があります。調査の結果、石綿が含有していない場合でも報告が必要です。



# テーマ② 石綿則改正ポイント

## 2 事前調査結果の報告

### 工事開始前の労働基準監督署への報告 令和4年4月1日施行

#### ③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

③に当てはまる、これらの工作物をまとめて「特定の工作物」と呼ぶことがあります。

#### ④ 総トン数が20トン以上の船舶の解体工事・改修工事

# テーマ② 石綿則改正ポイント

## 2 事前調査結果の報告

### 工事開始前の労働基準監督署への報告 令和4年4月1日施行

#### ◆電子システムで報告が必要な内容

- ・事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・工事対象の建築物・工作物・船舶の新築等工事の着工日、構造の概要
- ・床面積（建築物の解体工事）または請負金額（建築物の改修工事、工作物の解体又は改修工事）
- ・石綿作業主任者の氏名
- ・事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置



報告は、**原則として電子システム**（パソコンまたはスマートフォンを用いてインターネットで手続き）**で行う**必要があります。電子システムについては、のちほどご紹介します。  
やむを得ない場合は紙の申請も可能です（石綿障害予防規則様式第1号）

# テーマ② 石綿則改正ポイント

## 2 事前調査結果の報告

### 工事開始前の労働基準監督署への報告 令和4年4月1日施行

#### 報告対象工事・報告内容

#### ◆報告の方法

- ・複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、**元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告**する必要
- ・平成18年9月1日以降に着工した工作物、船舶について、同一の部分を定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要



下請事業者は、事前調査結果の報告手続きを行う必要はありません。  
元請として工事を行う際に、報告を忘れないように注意しましょう。

# テーマ② 石綿則改正ポイント

## 2 事前調査結果の報告

- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム  
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開  
予定です。公開までは、事前  
調査結果の報告制度のページ  
に自動転送されます。

※システムの利用にはgビズID  
(gビズプライムまたはgビズ  
エントリー)が必要です。gビ  
ズIDの発行手続きは↓  
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム

検索



既にシステムの運用は始まっています。  
報告対象となる工事を行う前に、あらかじめgビズのシステム登録手続きをして  
おきましょう。

# テーマ② 石綿則改正ポイント

## 2 事前調査結果の報告（申請画面のイメージ）

新規申請

新規申請 > 元方（元請）入力

- 1 元方入力
- 2 請負入力
- 3 調査入力
- 4 申請（確認）
- 5 申請（登録）

### 工事に関する基本情報

申請区分？ **必須**

- 労働安全衛生法（石綿障害予防規則）
- 大気汚染防止法

特別な場合を除き、申請区分のチェックは外さないください。

### 元方（元請）事業者情報

事業者の名称？ **必須**

例）厚労建設株式会社東京支店

全角（半角は英字のみ可）

例）東京支店長 石綿 太郎

工事の名称、作業場所の住所、工事の概要等を入力する

申請画面では、必要な記載事項について入力フォームが設けられています。フォームに沿って入力し、申請すると、監督署と自治体に入力内容が届きます。



# テーマ② 石綿則改正ポイント

## 2 事前調査結果の報告

石綿 総合情報ポータルサイト TOP

石綿とは 事業者 作業従事者 一般の方 **報告システム** 改正ポイント 講習会情報 リンク・資料

石綿事前調査結果報告システムについて

このページでは、石綿事前調査結果の報告を行うためのシステム(石綿事前調査結果報告システム)に関する情報を掲載しています。

報告システムご利用の流れ

- 1 G ビズID 取得**  
石綿事前調査結果報告システムの利用にあたっては、G ビズID が必要となります。  
石綿事前調査結果報告システムをご利用の前に ID を上記から取得してください。
- 2 報告システムにログイン**  
石綿事前調査結果報告システムは上記からログインしてください。  
システムの操作方法や入力項目については、下記「利用マニュアル・基本操作編」や、「利用マニュアル・詳細機能編」を参照ください。

報告システムの画面イメージ／操作マニュアル

システムの画面イメージ

石綿事前調査結果報告システム 動画マニュアル(2022年4月1日制度スタート!)

【システムへのログイン、①元方(元請)事業者...】  
石綿事前調査結果報告システム  
利用手順のご説明  
ご説明動画(1/4)  
システムへのログイン、①元方(元請)事業者の入力

【②請負事業者の入力、③事前調査結果の...】  
石綿事前調査結果報告システム  
利用手順のご説明  
ご説明動画(2/4)  
②請負事業者の入力、③事前調査結果の入力

【④申請内容の確認、⑤登録完了】  
石綿事前調査結果報告システム  
利用手順のご説明  
ご説明動画(3/4)  
④申請内容の確認、⑤登録完了

【登録済み申請情報の検索・変更】  
石綿事前調査結果報告システム  
利用手順のご説明  
ご説明動画(4/4)  
登録済み申請情報の検索・変更

下にスクロール

「石綿総合情報ポータルサイト」には、システムの使い方について動画マニュアルが用意されているため、ご参考にしてください。





### 2 事前調査結果の報告のまとめ

- 1 事前調査を行う必要のある工事のうち、**一定規模以上**の物には監督署および自治体への**事前調査結果報告義務**がある。  
(調査の結果**石綿が含有していなくても要報告**です)

#### 【建築物】

解体部分の**床面積の合計が80㎡以上**の解体工事  
請負金額が**税込100万円以上**の改修工事

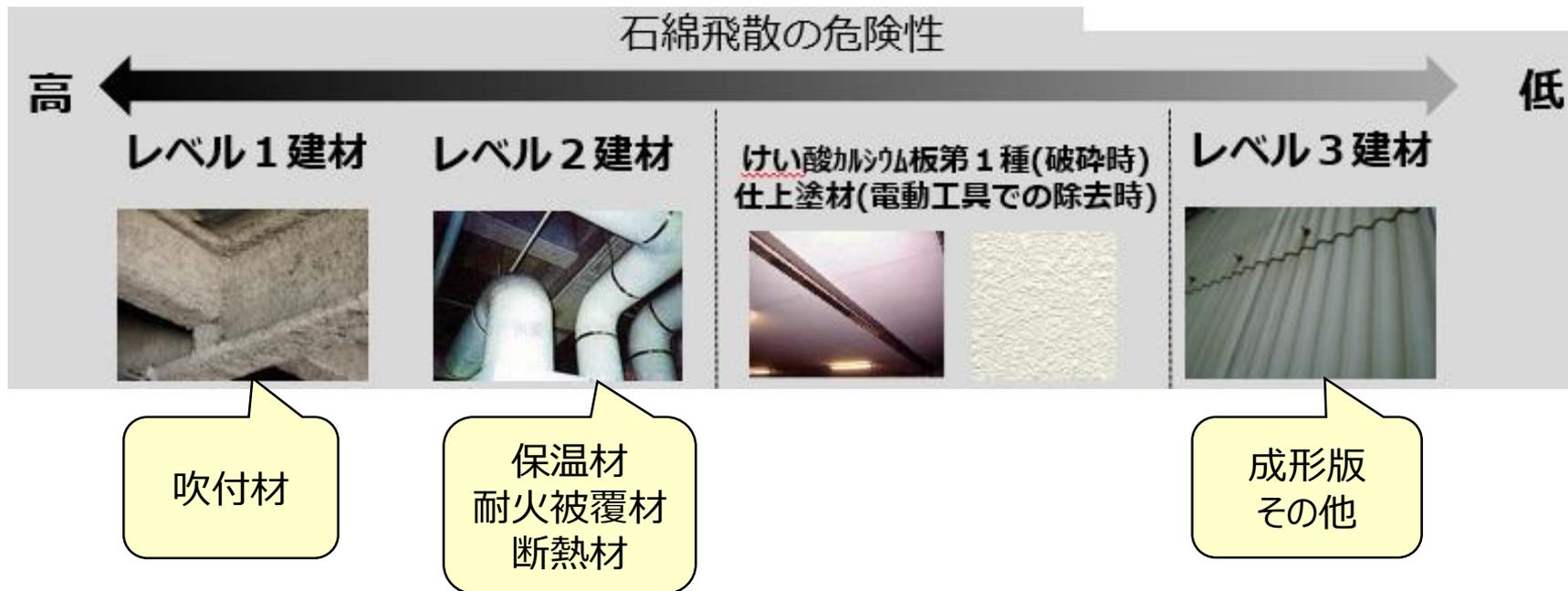
#### 【特定の工作物】

請負金額が**税込100万円以上**の解体・改修工事

- 2 事前調査結果は原則**電子システム**を使用して報告する必要がある。
- 3 「**事前調査義務**がある物」と、「**事前調査結果報告義務**がある物」が**一致しない**ことに注意（事前調査義務は**工事の規模によらない**）

# テーマ③ 石綿ばく露防止対策

## 1 石綿飛散の危険性ごとの措置の違い



ケイ酸カルシウム板 第 1 種を粉砕・切断する場合や、仕上げ塗材を電動工具で除去する場合は、レベル 1・2 に該当しませんが、作業場所の隔離が必要になります（後のスライドで解説）

# テーマ③ 石綿ばく露防止対策

## 1 石綿飛散の危険性ごとの措置の違い



- 事前調査の実施
  - \* 調査方法を明確化
  - \* 資格者による調査
  - 調査結果の3年保存、現場への備え付け
- 作業計画の作成

**事前調査結果等の報告** (一定規模以上の工事が対象)

仕事開始の14日前までに、建設工事計画届を監督署に届出

石綿が無い場合でも要報告

**計画届の提出**\*14日前まで  
(レベル2まで拡大)

次のスライドに続く





# テーマ③ 石綿ばく露防止対策

## 2 レベル1～3のばく露防止対策（①掲示）

レベル3(届出不要)記入例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称: ○○建設株式会社 ○○○○解体工事作業所	
調査終了年月日	平成○○年 ○月 ○日
看板表示日	平成○○年 ○月 ○日
解体等工事期間	平成○○年 ○月 ○日～平成○○年 ○月 ○日
調査方法の概要(調査箇所)	
設計図書その他の資料の確認	住所 東京都○○区
現場での目視	
(調査箇所) 1階～3階、外壁	現場責任者氏名 ○○○○ 連絡場所 TEL.03-×××-××××
調査結果(部分と石綿含有建材の種類)	
<input type="checkbox"/> 石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません) <input checked="" type="checkbox"/> 特定工事に該当しませんが、その他石綿の使用状況は以下の通りです。 (石綿含有建材の種類等) 1階 床 Pタイル 2階 天井 ケイ酸カルシウム版 3階 壁 ケイ酸カルシウム板 外壁 スレート板	
(石綿粉じんの飛散防止対策の内容) 立入禁止措置、湿潤措置	

事前調査の概要を掲示  
詳細な事前調査結果は写しを現場に備え付ける

(出所) (一社)日本建設業連合会ホームページ (http://www.nikkenren.com/publication/detail.html?ci=159)  
 ※青字箇所は、本マニュアル改訂に係る検討会にて加筆。  
 (石綿則第3条第1項の事前調査(現地調査等)は、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うこと。)

石綿除去作業中

<p>関係者以外 立入禁止</p> 	<p>作業場内 飲食・喫煙 禁止</p> 
<p>石綿作業主任者の 職務</p> <p>作業の方法を決定…</p> <p>氏名 ○○○○</p>	<p>石綿</p> <p>人体に及ぼす影響</p> <p>取扱上の注意事項</p> <p>使用すべき保護具</p>



事前調査結果を、作業に従事する労働者の見やすい場所に掲示するほか、関係者以外立入禁止、作業場内飲食・喫煙禁止、石綿作業主任者の職務と氏名、石綿の人体に及ぼす影響等を掲示する必要があります。

●左図 厚生労働省作成「石綿飛散防止対策徹底マニュアル」から引用

# テーマ③ 石綿ばく露防止対策

## 2 レベル1～3のばく露防止対策（②湿潤化）

◆湿潤な状態にする方法には：

散水による方法、固化剤を吹き付ける方法のほか、剥離剤を使用する方法も含まれる

・石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に努める必要

◆発散防止措置には：

除じん性能付き電動工具の使用以外に、作業場所を隔離することが含まれる

「著しく困難なとき」には、以下のものが含まれます。

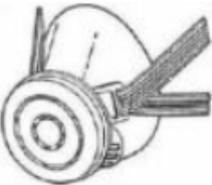
- ①湿潤な状態とすることによって石綿等の有用性が著しく損なわれるとき
- ②掃除の作業において床の状況等により湿潤な状態とすることによってかえって掃除することが困難となるおそれのあるとき
- ③吹付け石綿等の囲い込みの作業において、吹き付けられた石綿等の状態等により湿潤な状態とすることによって、かえって石綿等の粉じんが発散するおそれがあるとき



# テーマ③ 石綿ばく露防止対策

## 2 レベル1～3のばく露防止対策（③保護具等の使用）

切断等とは「切断、破碎、穿孔、研磨等」を指します

作業	石綿(アスベスト)等の切断等の作業		成形板の除去等作業を行う作業場で、石綿の除去等以外の作業
作業場	隔離空間内部	隔離空間外部	
保護具	<p>電動ファン付き呼吸用保護具またはこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスク</p> 	<p>取替式防じんマスク(RSCまたはRL3)</p>  <p>切断等を伴わない囲い込み、成形板の除去の作業の場合、取替式防じんマスク(RS2またはRL2)も可</p>	<p>取替式防じんマスクまたは使い捨て防じんマスク</p> 
保護衣	フード付き保護衣	保護衣または作業衣	



フード付き保護衣

作業衣は、粉じんが付着しにくいものとする。

# テーマ③ 石綿ばく露防止対策

## 2 レベル1～3のばく露防止対策(④作業主任者・⑤特別教育)

石綿を取り扱う作業（みなし含む）では、**作業主任者の技能講習**を、石綿等が使用されている（みなし含む）**建築物・工作物・船舶の解体・改修**の作業では**特別教育**を受ける必要があることに注意しましょう。

### 石綿**作業主任者**のポイント

- ①労働局の登録を受けた機関が実施する技能講習を受講する
- ②石綿を取り扱う作業現場で**直接指揮**する（**現場にいない人が資格を持ってても×**）
- ③現場の作業者の見やすい箇所に、作業主任者の**氏名と職務**を**掲示**する

### 石綿使用建築物等解体等作業**特別教育**のポイント

- ①事業者または事業者から**委託を受けた講師**が行う教育を、**決められた項目**を決められた時間受講する
- ②石綿が使用されている建築物・工作物等の解体・改修の**作業を行う労働者全員**が特別教育を受講する
- ③労働者に特別教育を行った（受けさせた）記録は、少なくとも**3年間保管**する
- ④上級の資格（石綿作業主任者技能講習）を有する者には、特別教育の受講が免除される

次のページで解説

## テーマ③ 石綿ばく露防止対策

### 2 レベル1～3のばく露防止対策(④作業主任者・⑤特別教育)

特別教育の内容は、厚生労働省告示で定められ、以下の内容を合計4時間以上行う必要があります。

- ア 石綿の有害性
- イ 石綿の使用状況
- ウ 石綿粉じんの発散を抑制するための措置
- エ 保護具の使用方法
- オ その他石綿のばく露防止に関し必要な事項(関係法令等)

特別教育の講師は、事業者が他の講師に委託して行うこともできます。

講師は、教習科目について十分な知識、経験を有する者でなければなりません。



作業主任者技能講習や特別教育の実施機関については、山梨労働局ウェブサイトに掲載されている「安全衛生教育等実施計画」にて、講習機関の一覧表をご確認ください。以下のキーワードで検索すると上位に表示されます。

山梨労働局 安全衛生教育等実施計画



# テーマ③ 石綿ばく露防止対策

## 2 レベル1～3のばく露防止対策(⑥作業実施記録)

### 写真等による作業の実施状況の記録 令和3年4月1日施行

#### ■ 3年間保存すべき記録の内容・記録方法

◆ 以下の内容が確認できるように写真等により記録し、3年間保存する必要（⑥は文書等による記録で可）

- ① 事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の**掲示状況**
- ② 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の**設置状況**
- ③ 集じん・排気装置からの石綿等の**粉じんの漏洩点検結果**、**負圧の点検結果**、隔離解除前の**除去完了確認**の状況
- ④ 作業計画に基づく**作業の実施状況**（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）  
※同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要
- ⑤ 除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の**表示状況**、**保管の状況**
- ⑥ 作業従事者および周辺作業従事者の**氏名および作業従事期間**

◆ 記録は、写真のほか、動画による記録も可能

撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要

●厚生労働省リーフレットから引用

# テーマ③ 石綿ばく露防止対策

## 2 レベル1～3のばく露防止対策(⑦石綿健康診断)

### 石綿健康診断の対象

- ①石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する業務に常時従事する労働者
- ②過去においてその事業者で、石綿等の製造又は取り扱い業務に常時従事したことがある在籍労働者
- ③ ①及び②の業務の周辺で、石綿の粉じんを発散する場所における業務（周辺業務）に常時従事する又は常時従事したことのある労働者

### 石綿健康診断の実施時期

- ①雇入れ時又は当該業務への配置替えの際
- ②定期健康診断（6ヶ月以内ごとに1回）



山梨県内の石綿健康診断を行っている医療機関については、山梨労働局ウェブサイトの「**健康診断実施機関一覧**」をご参考にしてください。

山梨労働局 健康診断実施機関一覧



# テーマ③ 石綿ばく露防止対策

## 2 レベル1～3のばく露防止対策(⑧労働者ごとの作業記録)

### 労働者ごとの作業の記録項目の追加 令和3年4月1日施行

40年の保存義務がある労働者ごとの作業の記録に追加が必要な項目

常時石綿を取り扱う作業に従事しなくなった日から40年間！

#### ◆事前調査結果の概要

「電子システムで報告が必要な内容」と同様

#### ◆電子システムで報告が必要な内容

- ・事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・工事対象の建築物・工作物・船舶の新築等工事の着工日、構造の概要
- ・床面積（建築物の解体工事）または請負金額（建築物の改修工事、工作物の解体又は改修工事）
- ・石綿作業主任者の氏名
- ・事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

#### ◆作業の実施状況の記録の概要

写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文章等による簡潔な記載による記録



## テーマ③ 石綿ばく露防止対策

### 3 けい酸カルシウム板第1種・仕上塗材のばく露防止対策

#### 成形板等の除去工事に対する規制 令和2年10月1日施行

- 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、**切断・破砕等以外の方法による必要**（技術上困難な場合を除く）

- **けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破砕等するとき**は、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、**湿潤な状態に保ちながら作業をする必要**

※作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

切断前に散水等を行うだけでは不十分。  
切断面等へ散水等の措置を講じながら作業を行う必要がある。

#### ◆技術上困難な場合とは：

材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

#### ◆切断・破砕等以外の方法とは：

ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなどをいう

## テーマ③ 石綿ばく露防止対策

### 3 けい酸カルシウム板第1種・仕上塗材のばく露防止対策

#### 石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制 令和3年4月1日施行

石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

- ◆作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない
- ◆高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離不要



石綿含有仕上げ塗材とは、セメント、合成樹脂等の結合材、顔料、骨材等を主原料とし、主として建築物の内外の壁又は天井を、吹付け、ローラー塗り、こて塗り等によって立体的な造形性を持つ模様仕上げる材料としてJIS A 6909に定められている建築用仕上塗材のうち、石綿等が使用されているものをいいます。



# テーマ③ 石綿ばく露防止対策

## 【参考】レベル1・2のばく露防止対策の一部（作業場の隔離）

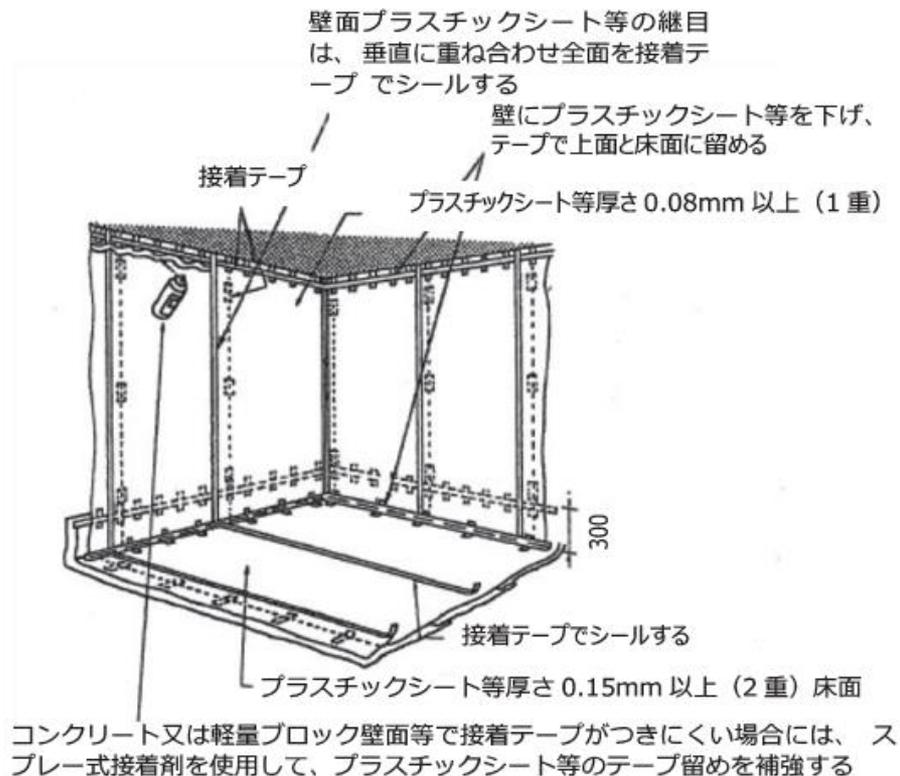


図 4.7.9 壁面の負圧隔離養生例



レベル1・2で必要な措置についての詳細は、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策マニュアル」と「石綿飛散防止対策徹底マニュアル」をご確認ください。

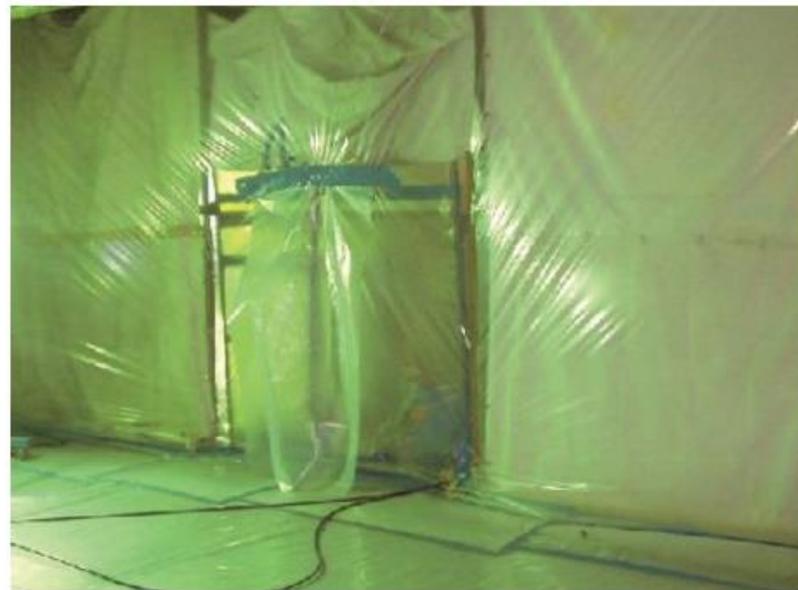
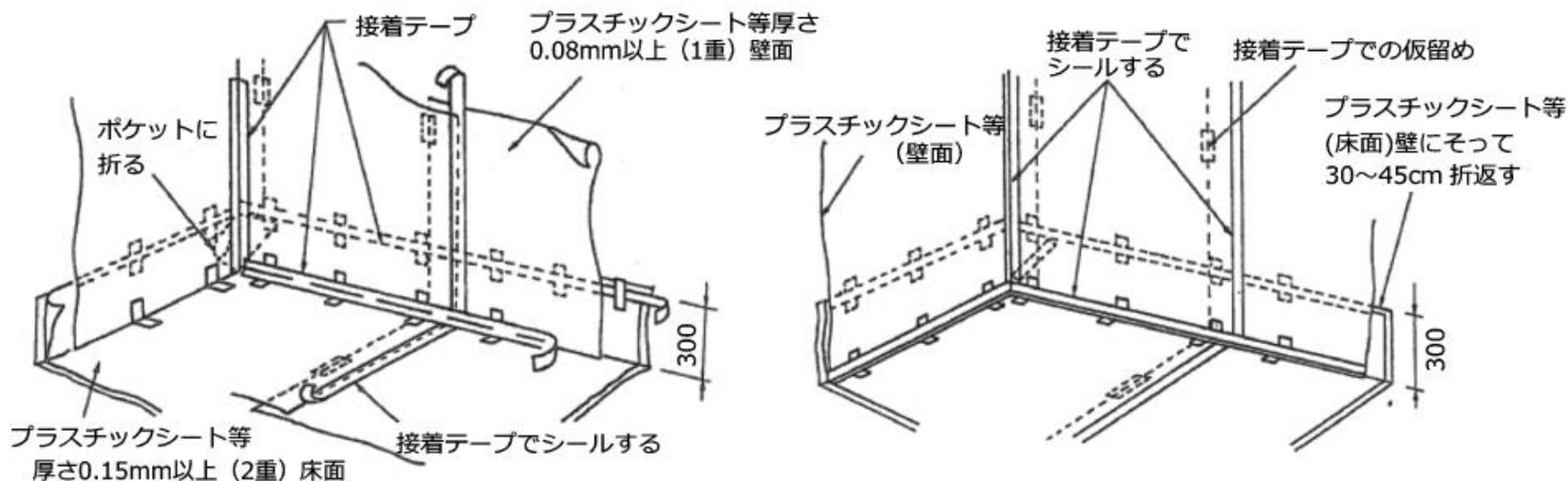


図 4.7.13 壁面の負圧隔離養生例  
(作業場内側 負圧化のため内側へはらんでいる)

## テーマ③ 石綿ばく露防止対策

### 【参考】レベル 1・2 のばく露防止対策の一部（作業場の隔離）



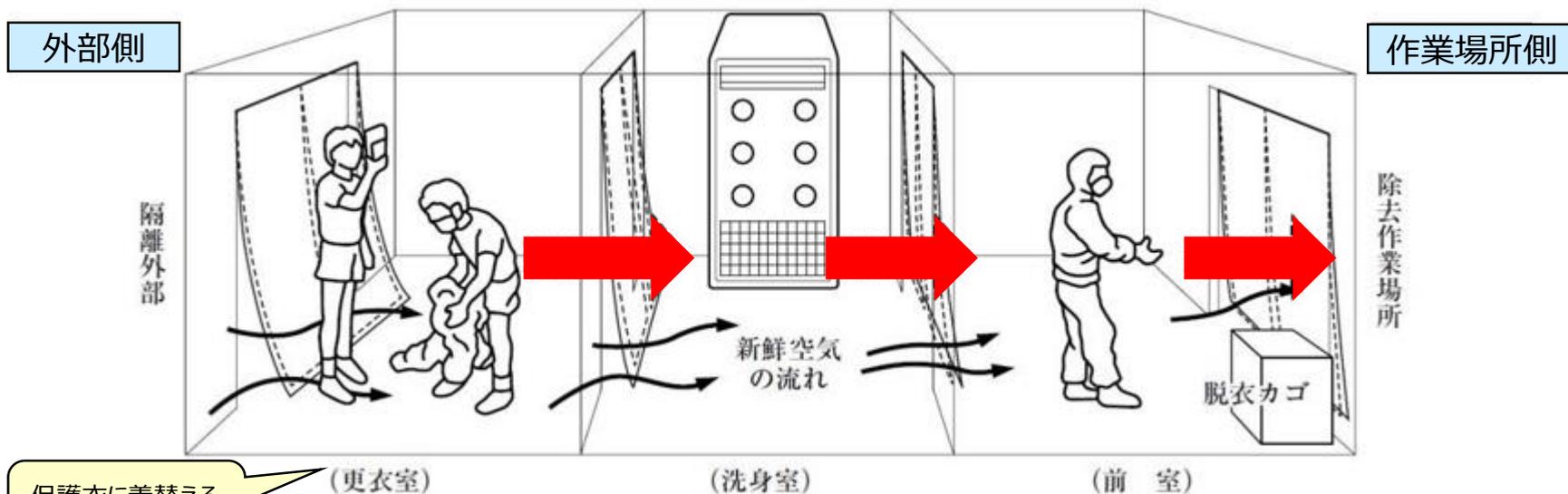
床面は、厚さ 0.15mm のプラスチックシート等で端まで覆って、壁にそって 30～45cm 折返し、接着テープで留める。他の壁面にも同じように留めて、隅にポケットが出来るようにする。そのポケットを平らにして一方の壁面に押しつけテープで留める。このような袋部の部分は、すべて粉じんが溜まらないように壁に留めておく。

図 4.7.10 床面の負圧隔離養生例

# テーマ③ 石綿ばく露防止対策

【参考】レベル1・2のばく露防止対策の一部（セキュリティゾーン）

隔離作業場所に入る時のイメージ



保護衣に着替えるための場所



図 4.7.28 セキュリティゾーン外観

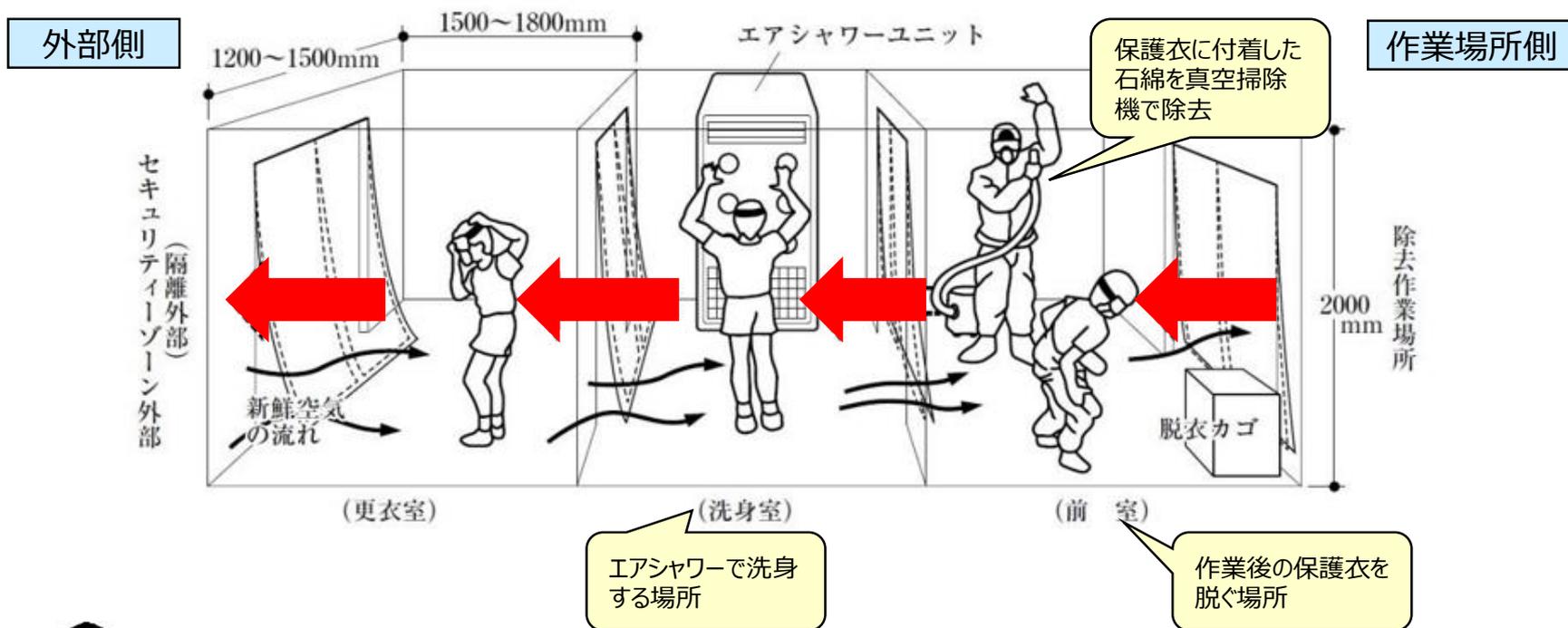
● 上図 厚生労働省作成「石綿飛散防止対策徹底マニュアル」から引用

● 左画像 環境省作成「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策マニュアル」から引用

# テーマ③ 石綿ばく露防止対策

## 【参考】レベル1・2のばく露防止対策の一部（セキュリティゾーン）

隔離作業場所から出るときイメージ



セキュリティゾーンは、石綿を外部に持ち出さないために設ける設備です。  
過去には、作業者の家族が作業着の洗濯中に付着した石綿にばく露する事例も発生しており、持ち出さない対策は重要です。

## テーマ③ 石綿ばく露防止対策

【参考】レベル 1・2 のばく露防止対策の一部（集じん・排気装置）



図 4.7.35 集じん・排気装置の例

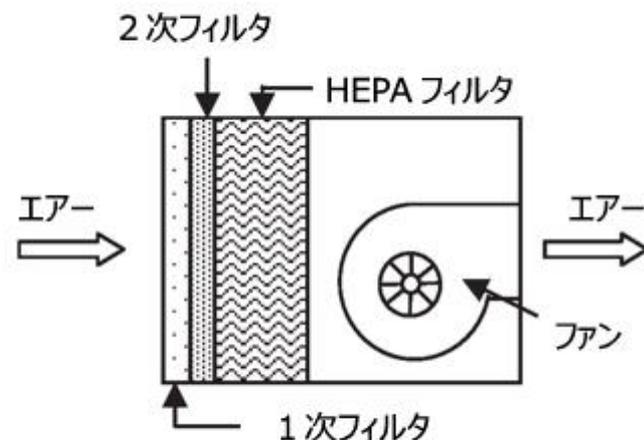


図 4.7.36 集じん・排気装置の構造図



集じん・廃棄装置は、隔離した作業場内に設置し、作業場内を負圧にすることで、石綿の飛散・漏えいを防止します。

## テーマ③ 石綿ばく露防止対策

【参考】レベル1・2のばく露防止対策の一部（集じん・排気装置）

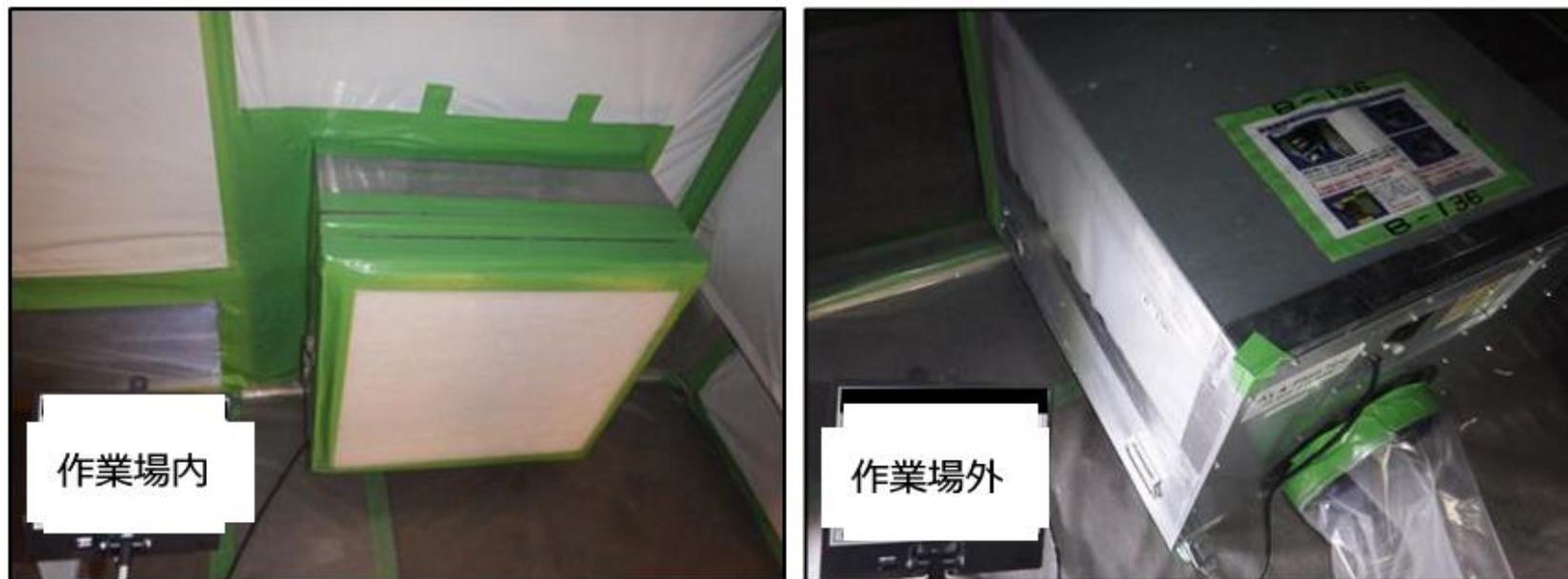


図 4.7.37 集じん・排気装置を負圧隔離養生の壁ライン上に設置した例



集じん・排気装置には取り換え可能なHEPA（ヘパ）フィルターを取り付けます。集じん・排気能力が低下しないよう、定期的にフィルターを交換する必要があります。

ご覧いただきありがとうございます  
ご安全に！

